

さいたま市特別職報酬等審議会

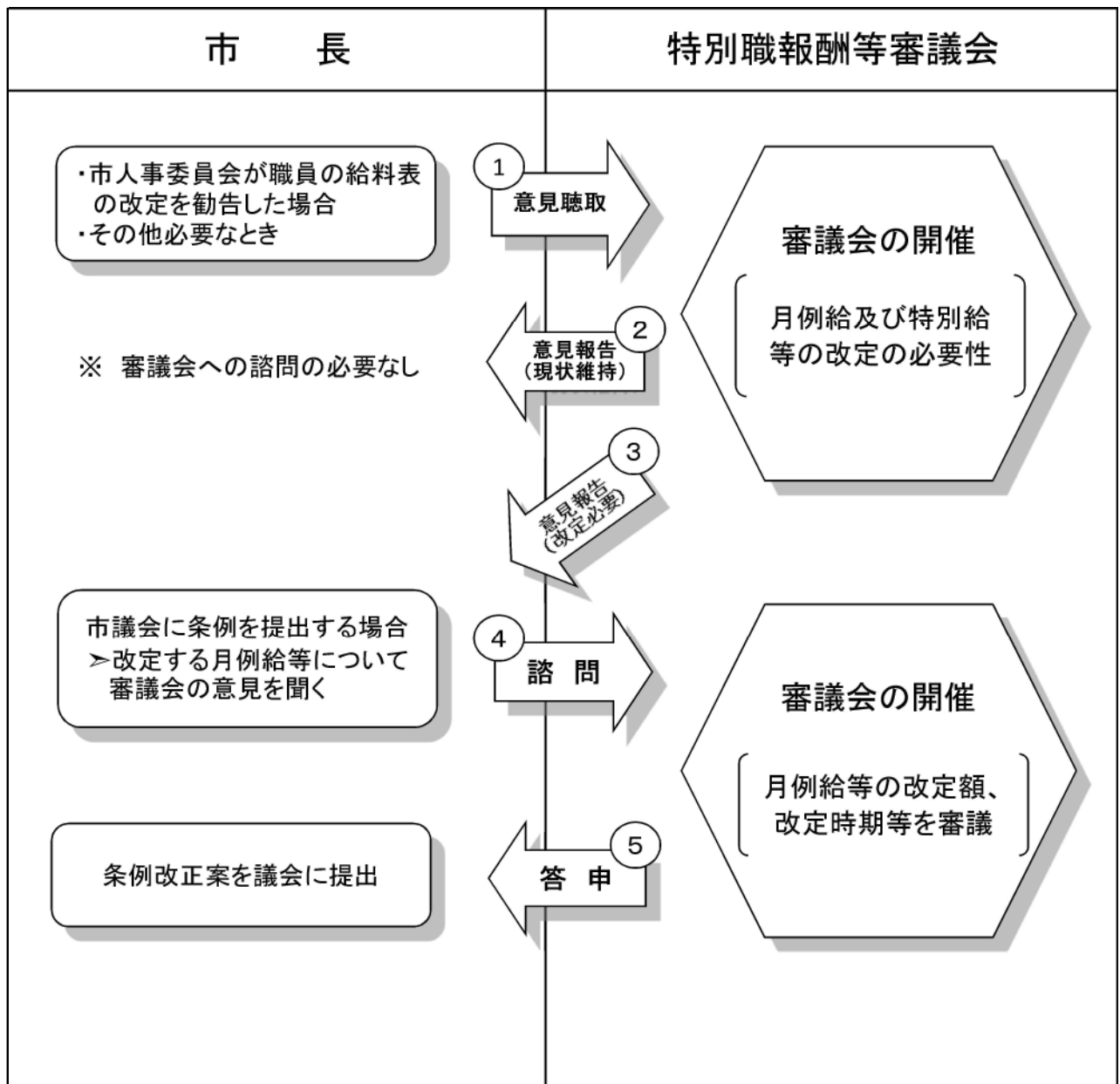
< 第 3 回 資料 >

<資料目次>

1. 特別職報酬等審議会の流れ及び審議結果等	
・ 特別職報酬等審議会の流れ	1
・ 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給	2
・ 月例給・特別給の審議結果と改定状況等	更新 3
・ 一般職職員の給与の改定の仕組み	更新 5
2. 政令指定都市の特別職職員の月例給・特別給	
・ 政令指定都市の市長及び副市長の給料額等	9
・ 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等（議長、副議長、議員）	1 3
・ 政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数	1 8
・ 市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較	2 0
・ 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況	2 1
3. 市議会議員の活動状況（審議日数等）	
・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ（令和元年度実績）	2 3
・ さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ	2 4
・ さいたま市の議案等審議件数（3ヵ年）	2 5
・ 平成31年／令和元年議会運営状況	2 6
・ 議員の活動内容	2 8
・ さいたま市議会議員の所得分布	2 9
・ 地方議会・地方議員の在り方について	3 0
4. 消費者物価指数・財政状況	
・ 消費者物価地域差指数	3 1
・ さいたま市の消費者物価指数の推移	3 3
・ さいたま市の財政状況	3 4

※ **更新** 以外のページは、第1回資料の再掲。

特別職報酬等審議会の流れ



市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給

	市長・副市長	市議会議員
月例給	給料	議員報酬
	地域手当(※)	—
特別給	期末手当	期末手当

(※)市長等の地域手当の支給については、一般職の職員の例による。

【参考】

市長等の地域手当 : 給料 × 支給割合(15%・・・国基準と同様)

※ 地域手当

- ・地域の民間賃金水準をよりの確に公務員の給与水準に反映させるため、地域間格差の事情等に応じて調整する手当
- ・国では一般職だけでなく、総理大臣や事務次官等、特別職や指定職に対しても支給

月例給・特別給の審議結果

年度	特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等						
	開催回数	審議結果等					
		月例給		特別給			
		審議結果	理由	審議結果	理由		
16	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市機能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申	国準拠方式への変更	職務の特殊性、責任を考慮し、一般職職員に準拠した支給方式から国準拠方式への変更が妥当と答申		
17	特別職報酬等審議会の開催なし						
18	特別職報酬等審議会の開催なし						
19	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申	—	—		
20	1回	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与が据え置かれたことを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	—	—		
21	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申		
22	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、平成19年度の改定時に一般職職員の給与改定率を累積して引下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申		
23	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	—	—		
24	1回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げをするには至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—		
25	2回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、今年度の状況も大きな変化がないことから、現時点では引下げを要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—		
26	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申		
27	2回	据置き・引下げ	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告 ただし、市長及び副市長の給料月額については、翌年度から、地域手当の支給割合が段階的に引き上げられることを踏まえ、給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準を保つための調整（引下げ）を実施するよう答申	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申		
28	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申		
29	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申		
30	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、昨年度の状況と大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申		
R1	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、今年度の状況も大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長は0.05月分、市議会議員は0.10月分の引上げを答申		
R2	3回 ※現時点			引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長はR2.12.1から0.05月分、市議会議員はR3.4.1から0.05月分の引下げを答申		

※ 特別職報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。

と改定状況等

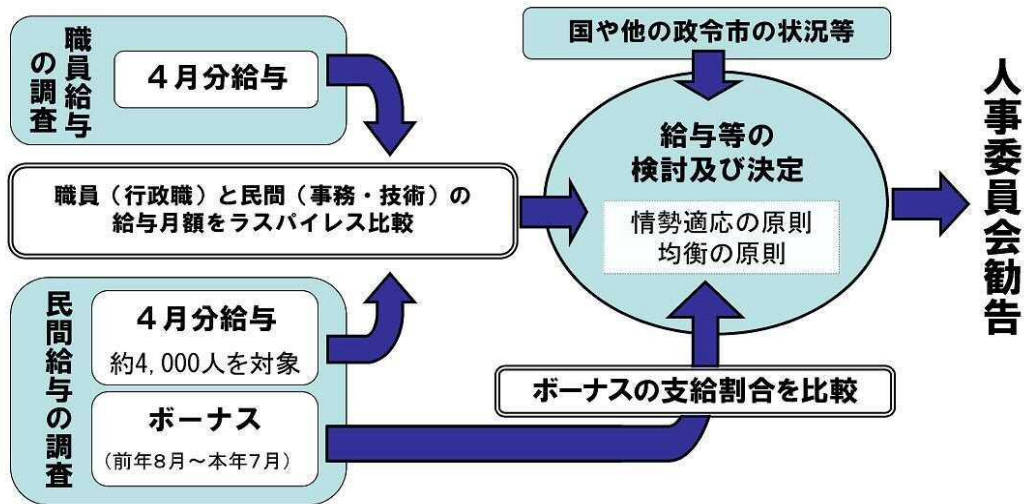
月例給及び特別給の改定状況		【参考】 一般職の給与の改定状況				【参考】 国の指定職（事務次官等）	
月例給	特別給	月例給		特別給（期末・勤勉手当）		特別給（期末・勤勉手当）	
		改定率（％）	累計（％）	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数
(給料・議員報酬) H16.7.1～ ・市長 1,310,000円 ・副市長 1,030,000円 ・議長 1,030,000円 ・副議長 920,000円 ・議員 850,000円	(給料・議員報酬) H16.7.1～ ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	(据置き)	0.00	(据置き)	4.40月	(据置き)	3.30月
		△ 0.45 (引下げ)	△ 0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月
		△ 0.11 (引下げ)	△ 0.56	(据置き)	4.45月	(据置き)	3.35月
(給料・議員報酬) H20.1.1～ (5.1%引下げ) ・市長 1,243,000円 ・副市長 977,000円 ・議長 977,000円 ・副議長 873,000円 ・議員 807,000円	—	給与制度の見直し △4.60 給与改定分 0.06	△ 5.10	0.05月 (引上げ)	4.50月	(据置き)	3.35月
—	—	(据置き)	0.00	(据置き)	4.50月	(据置き)	3.35月
—	(期末手当の年間支給月数) H21.12.1～ (0.20月引下げ) ・市長、副市長 3.10月 ・市議会議員 3.10月	△ 0.19 (引下げ)	△ 0.19	△0.35月 (引下げ)	4.15月	△0.25月 (引下げ)	3.10月
—	(期末手当の年間支給月数) H22.12.1～ (0.15月引下げ) ・市長、副市長 2.95月 ・市議会議員 2.95月	△ 0.28 (引下げ)	△ 0.47	△0.20月 (引下げ)	3.95月	△0.15月 (引下げ)	2.95月
—	—	△ 0.30 (引下げ)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	(期末手当の年間支給月数) (0.15月引上げ) ・市長、副市長 3.10月 (H27.4.1～) ・市議会議員 3.10月 (議会が施行を保留)	0.45 (引上げ)	△ 0.32	0.15月 (引上げ)	4.10月	0.15月 (引上げ)	3.10月
(給料) H28.4.1～ ・市長 1,210,000円 ・副市長 951,000円	(期末手当の年間支給月数) H27.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.15月 ・市議会議員 3.15月	0.20 (引上げ)	△ 0.12	0.10月 (引上げ)	4.20月	0.05月 (引上げ)	3.15月
—	(期末手当の年間支給月数) H28.12.1～ (0.10月引上げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	0.35 (引上げ)	0.23	0.10月 (引上げ)	4.30月	0.10月 (引上げ)	3.25月
—	(期末手当の年間支給月数) H29.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	0.22 (引上げ)	0.45	0.10月 (引上げ)	4.40月	0.05月 (引上げ)	3.30月
—	(期末手当の年間支給月数) H30.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.35月 ※議員は改定なし	(据置き)	0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月
—	(期末手当の年間支給月数) R1.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.40月 R3.4.1～ (0.10月引上げ) ・市議会議員 3.40月	(据置き)	0.45	0.05月 (引上げ)	4.50月	0.05月 (引上げ)	3.40月
—	(期末手当の年間支給月数) R2.12.1～ (0.05月引下げ) ・市長、副市長 3.35月 R3.4.1～ (0.05月引下げ) ・市議会議員 3.35月	(据置き)	0.45	0.05月 (引下げ)	4.45月	△0.05月 (人事院勧告)	3.35月

一般職職員の給与の改定の仕組み

1 市人事委員会による給与勧告

① 給与勧告の手順

- (1) 4月分の給与月額を比較
さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。
- (2) ボーナスを比較
民間のボーナスの過去1年(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

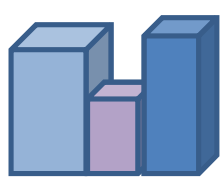



② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査している。

2020年職種別民間給与実態調査

(ボーナス: R2.6.29~7.31、4月分給与: R2.8.17~9.30に実施)

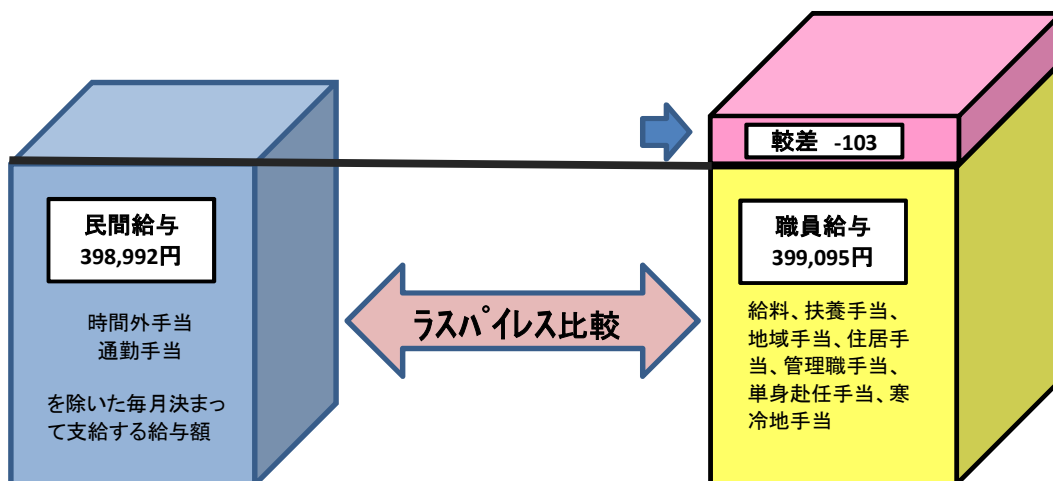
<p>調査対象の事業所 (いわゆる正社員が50人以上の事業所)</p>  <p>市内463事業所中 121事業所</p> <p>事業所ごとのボーナスの調査 (R1.8~R2.7支給分)</p>	<p>調査した従業員 (パート・アルバイト・契約社員などを除く)</p>  <p>調査職種: 事務・技術・教育等 3,889人</p> <p>従業員ごとの4月分給与の調査 (4月分給与・役職・学歴・年齢)</p>
---	--

その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

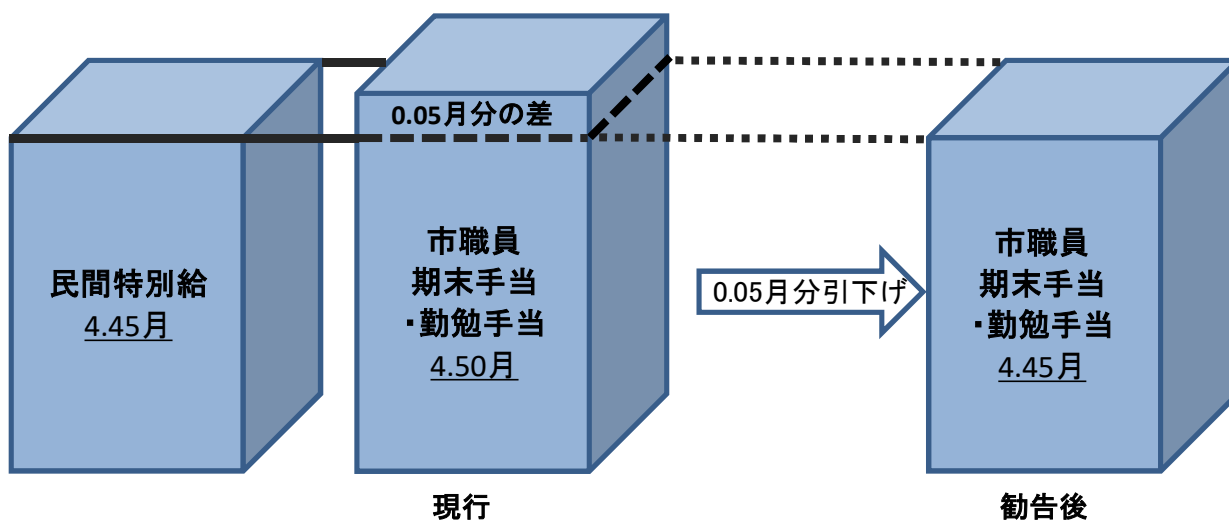
・月例給

本年の民間給与との較差は△103円(△0.03%)と極めて小さいため、改定は行わない
据置き



・特別給

民間の特別給の支給割合が、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を
0.05月分下回っているため、支給月数を引下げ



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月を単位として、小数点第2位を
「二捨三入」、「七捨八入」する。

(例) 4.43月～4.47月⇒4.45月 4.48月～4.52月⇒4.50月

④ 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

令和2年給与勧告まとめ

1 期末手当・勤勉手当（令和2年10月27日勧告）

- ・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引下げ改定(再任用職員を除く)
(4.50月分 → 4.45月分)
- ・ 引下げ分については、人事院勧告の内容(期末手当)に準じて反映

2 実施時期

- ・ 令和2年12月期の支給に関する改定は条例の公布日から、令和3年6月期以降の支給に関する改定は令和3年4月1日から実施

3 月例給（令和2年11月27日報告）

- ・ 給与月額、公民較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないことから、改定なし

2 給与勧告の実施状況（行政職給料表）

さいたま市職員の給与勧告は、令和元年まで6年連続で特別給についてはプラス改定となり、年間給与額の増加が続いていましたが、本年は、給与月額については据置き、特別給についてはマイナス改定となり、年間給与額が減少しました。

	給与月額		期末手当・勤勉手当 年間支給月数(較差月数)		平均年間給与額 の増減
	金額	増減率	月数	較差	金額
平成15年	△4,898円	(△1.13%)	4.40月	(△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円	(0.00%)	据置き	(0.02月)	—
平成17年	△1,921円	(△0.45%)	4.45月	(0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円	(△0.11%)	据置き	(△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円	(0.06%)	4.50月	(0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円	(0.01%)	据置き	(0.02月)	—
平成21年	△791円	(△0.19%)	4.15月	(△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円	(△0.28%)	3.95月	(△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円	(△0.30%)	据置き	(0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円	(0.05%)	据置き	(0.02月)	—
平成25年	据置き△87円	(△0.02%)	据置き	(0.01月)	—
平成26年	1,785円	(0.45%)	4.10月	(0.15月)	8.5万円
平成27年	798円	(0.20%)	4.20月	(0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円	(0.35%)	4.30月	(0.10月)	5.9万円
平成29年	882円	(0.22%)	4.40月	(0.10月)	5.2万円
平成30年	据置き△64円	(△0.02%)	4.45月	(0.05月)	2.0万円
令和元年	据置き83円	(0.02%)	4.50月	(0.05月)	2.0万円
令和2年	据置き△103円	(△0.03%)	4.45月	(△0.05月)	△2.0万円

(注) 期末・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。

3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

- ★ 改定が必要な場合には、職員団体との交渉を経て関係条例改正案を議会に提出することとなる

・職員団体との交渉



・関係条例改正案の議会への提出



・条例公布、給与改定の実施

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

< 市長 >

(単位:円)

区分	給料月額				月例給				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	給料月額	地域手当		総額	月例給×12	特別給(期末手当)		総額
						支給割合	月額			支給月数	年額	
札幌市	1,140,000	1,280,000	12.3%	H4.12.1	1,280,000	3%	38,400	1,318,400	15,820,800	3.40	6,467,072	22,287,872
仙台市	1,330,000	1,310,000	-1.5%	H18.4.1	1,310,000	3%	39,300	1,349,300	16,191,600	3.40	6,618,644	22,810,244
新潟市	1,163,000	1,167,000	0.3%	H28.4.1	1,167,000	0%	0	1,167,000	14,004,000	3.10	4,341,240	18,345,240
千葉市	1,300,000	1,317,000	1.3%	H30.4.1	1,317,000	0%	0	1,317,000	15,804,000	4.50	7,111,800	22,915,800
川崎市	1,250,000	1,200,000	-4.0%	H29.4.1	1,200,000	16%	192,000	1,392,000	16,704,000	3.40	6,699,360	23,403,360
横浜市	1,428,000	1,599,000	12.0%	H28.4.1	1,599,000	0%	0	1,599,000	19,188,000	4.50	8,634,600	27,822,600
相模原市	1,088,000	1,142,000	5.0%	H9.4.1	1,142,000	12%	137,040	1,279,040	15,348,480	3.35	6,098,164	21,446,644
静岡市	1,160,000	1,250,000	7.8%	H19.4.1	1,250,000	0%	0	1,250,000	15,000,000	4.45	6,675,000	21,675,000
浜松市	1,160,000	1,277,000	10.1%	H19.4.1	1,277,000	0%	0	1,277,000	15,324,000	4.785	6,110,445	21,434,445
名古屋市	1,494,000	1,467,000	-1.8%	H19.4.1	1,467,000	15%	220,050	1,687,050	20,244,600	3.40	8,130,114	28,374,714
京都市	1,300,000	1,390,000	6.9%	H8.7.1	1,390,000	10%	139,000	1,529,000	18,348,000	3.40	7,419,820	25,767,820
大阪市	1,420,000	1,669,000	17.5%	H27.12.19	1,669,000	0%	0	1,669,000	20,028,000	4.10	8,211,480	28,239,480
堺市	1,090,000	1,190,000	9.2%	H9.4.1	1,190,000	10%	119,000	1,309,000	15,708,000	4.40	6,911,520	22,619,520
神戸市	1,250,000	1,410,000	12.8%	H4.5.1	1,410,000	12%	169,200	1,579,200	18,950,400	4.45	8,432,928	27,383,328
岡山市	1,240,000	1,160,000	-6.5%	H21.8.1	1,160,000	3%	34,800	1,194,800	14,337,600	4.50	6,451,920	20,789,520
広島市	1,280,000	1,310,000	2.3%	H8.1.1	1,310,000	3%	39,300	1,349,300	16,191,600	4.50	7,286,220	23,477,820
北九州市	1,340,000	1,230,000	-8.2%	H26.11.1	1,230,000	3%	36,900	1,266,900	15,202,800	3.35	6,020,050	21,222,850
福岡市	1,350,000	1,300,000	-3.7%	H21.4.1	1,300,000	10%	130,000	1,430,000	17,160,000	3.40	6,939,400	24,099,400
熊本市	1,188,000	1,190,000	0.2%	H31.4.1	1,190,000	0%	0	1,190,000	14,280,000	3.40	4,855,200	19,135,200
平均	1,261,632	1,308,316	3.7%	—	1,308,316	—	68,157	1,376,473	16,517,678	3.883	6,811,315	23,328,992
さいたま市	1,243,000	1,210,000	-2.7%	H28.4.1	1,210,000	15%	181,500	1,391,500	16,698,000	3.40	6,705,820	23,403,820

< 参考 >

埼玉県知事	1,440,000	1,420,000	-1.4%	H18.4.1	1,420,000	0%	0	1,420,000	17,040,000	3.40	7,000,600	24,040,600
-------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	-----------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

< 副市長 >

(単位:円)

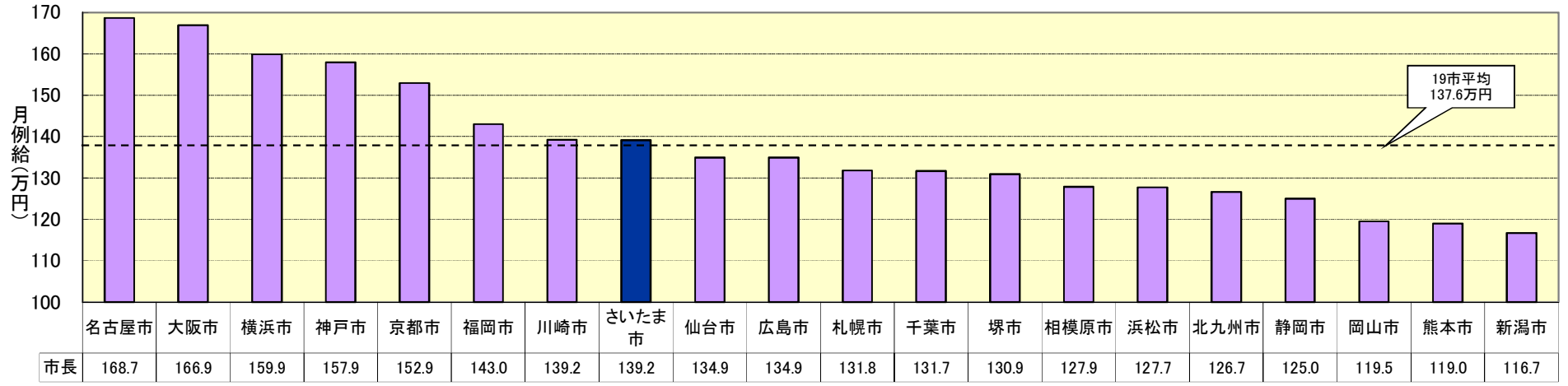
区分	給料月額				月例給				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	給料月額	地域手当		総額	月例給×12	特別給(期末手当)		総額
						支給割合	月額			支給月数	年額	
札幌市	920,000	1,030,000	12.0%	H4.12.1	1,030,000	3%	30,900	1,060,900	12,730,800	3.40	5,203,972	17,934,772
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	1,020,000	3%	30,600	1,050,600	12,607,200	3.40	5,153,448	17,760,648
新潟市	939,000	942,000	0.3%	H28.4.1	942,000	0%	0	942,000	11,304,000	3.10	3,504,240	14,808,240
千葉市	1,050,000	1,064,000	1.3%	H30.4.1	1,064,000	0%	0	1,064,000	12,768,000	4.50	5,745,600	18,513,600
川崎市	990,000	950,000	-4.0%	H29.4.1	950,000	16%	152,000	1,102,000	13,224,000	3.40	5,303,660	18,527,660
横浜市	1,148,000	1,285,000	11.9%	H28.4.1	1,285,000	0%	0	1,285,000	15,420,000	4.50	6,939,000	22,359,000
相模原市	891,000	935,000	4.9%	H9.4.1	935,000	12%	112,200	1,047,200	12,566,400	3.35	4,992,806	17,559,206
静岡市	—	940,000	—	H15.4.1	940,000	0%	0	940,000	11,280,000	4.45	5,019,600	16,299,600
浜松市	931,000	928,000	-0.3%	H19.4.1	928,000	0%	0	928,000	11,136,000	4.785	4,440,480	15,576,480
名古屋市	1,161,000	1,100,000	-5.3%	H22.4.1	1,100,000	15%	165,000	1,265,000	15,180,000	3.40	6,096,200	21,276,200
京都市	1,030,000	1,100,000	6.8%	H8.7.1	1,100,000	10%	110,000	1,210,000	14,520,000	3.40	5,871,800	20,391,800
大阪市	1,130,000	1,096,000	-3.0%	H27.12.19	1,096,000	0%	0	1,096,000	13,152,000	4.10	5,392,320	18,544,320
堺市	900,000	990,000	10.0%	H9.4.1	990,000	10%	99,000	1,089,000	13,068,000	4.40	5,749,920	18,817,920
神戸市	980,000	1,110,000	13.3%	H4.5.1	1,110,000	12%	133,200	1,243,200	14,918,400	4.45	6,638,688	21,557,088
岡山市	990,000	920,000	-7.1%	H21.8.1	920,000	3%	27,600	947,600	11,371,200	4.50	5,117,040	16,488,240
広島市	1,020,000	1,050,000	2.9%	H8.1.1	1,050,000	3%	31,500	1,081,500	12,978,000	4.50	5,840,100	18,818,100
北九州市	1,060,000	980,000	-7.5%	H26.11.1	980,000	3%	29,400	1,009,400	12,112,800	3.35	4,796,463	16,909,263
福岡市	1,080,000	1,040,000	-3.7%	H21.4.1	1,040,000	10%	104,000	1,144,000	13,728,000	3.40	5,551,520	19,279,520
熊本市	946,000	947,000	0.1%	H31.4.1	947,000	0%	0	947,000	11,364,000	3.40	3,863,760	15,227,760
平均	1,010,889	1,022,474	1.1%	—	1,022,474	—	53,968	1,076,442	12,917,305	3.883	5,327,401	18,244,706
さいたま市	977,000	951,000	-2.7%	H28.4.1	951,000	15%	142,650	1,093,650	13,123,800	3.40	5,270,442	18,394,242

< 参考 >

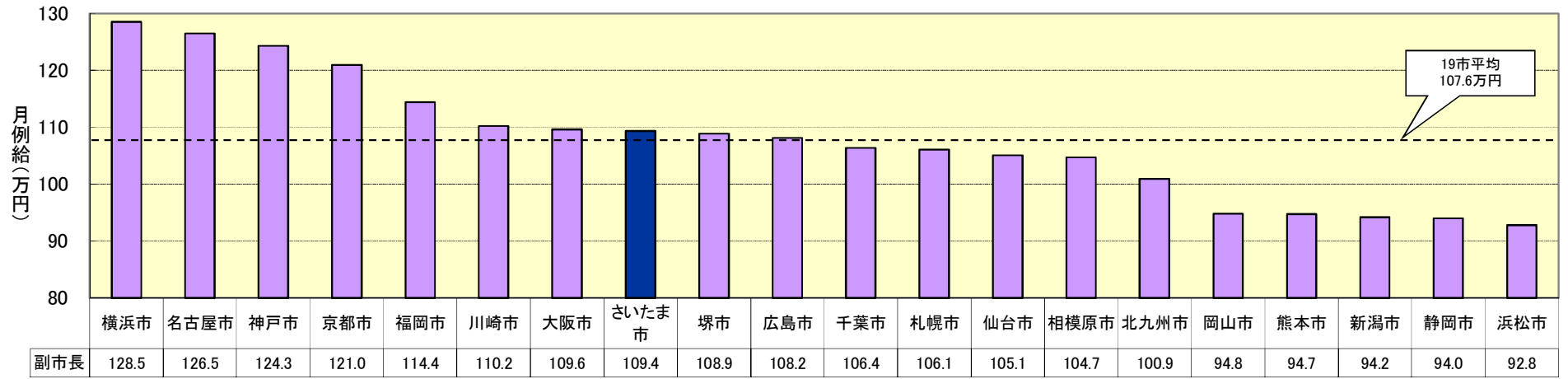
埼玉県副知事	1,150,000	1,134,000	-1.4%	H18.4.1	1,134,000	0%	0	1,134,000	13,608,000	3.40	5,590,620	19,198,620
--------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	-----------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の月例給比較

《 市 長 》

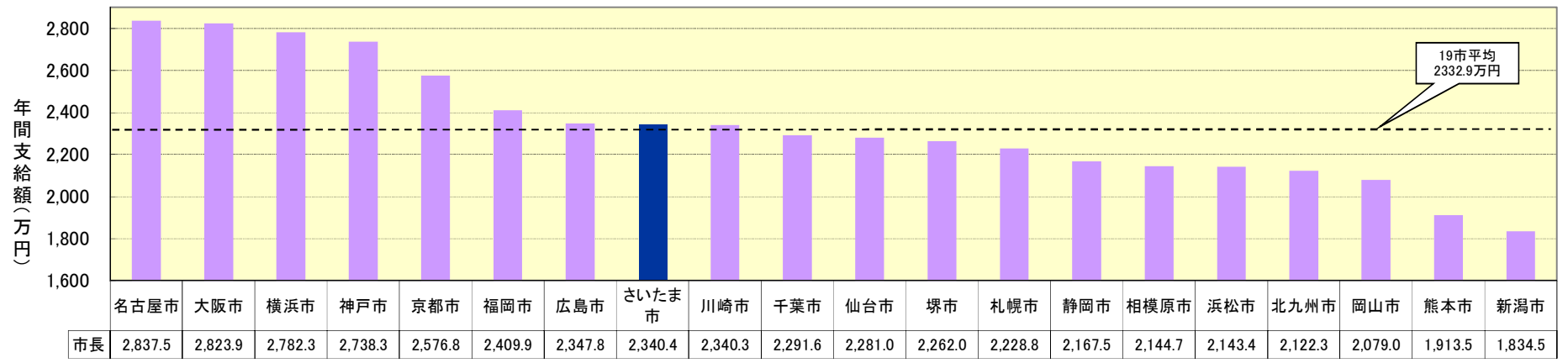


《 副 市 長 》

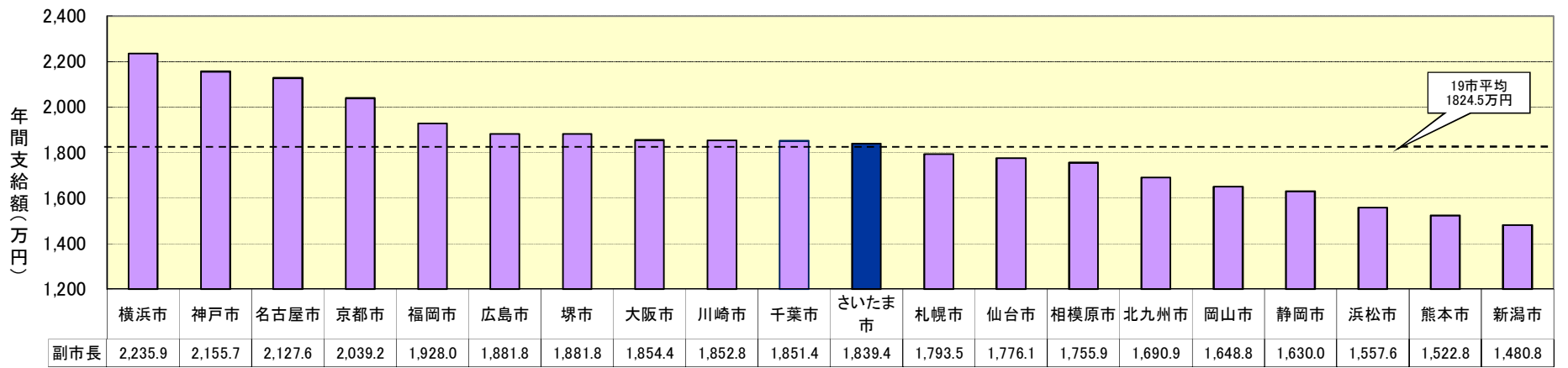


政令指定都市の市長及び副市長の年間支給額比較

《 市 長 》



《 副 市 長 》



政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等

< 議 長 >

(単位:円)

区 分	議員報酬月額(月例給)				年 間 支 給 額			総額
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		
						支給月数	年額	
札幌市	930,000	1,040,000	11.8%	H4.12.1	12,480,000	3.40	5,127,200	17,607,200
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	3.40	5,028,600	17,268,600
新潟市	778,000	781,000	0.4%	H28.4.1	9,372,000	3.10	2,905,320	12,277,320
千葉市	980,000	930,000	-5.1%	H18.7.1	11,160,000	4.50	5,022,000	16,182,000
川崎市	1,080,000	1,030,000	-4.6%	H19.4.1	12,360,000	3.40	5,077,900	17,437,900
横浜市	1,200,000	1,179,000	-1.8%	H23.4.1	14,148,000	4.50	6,366,600	20,514,600
相模原市	738,000	779,000	5.6%	H9.4.1	9,348,000	3.35	3,783,992	13,131,992
静岡市	—	824,000	—	H15.4.1	9,888,000	4.45	4,400,160	14,288,160
浜松市	824,000	803,000	-2.5%	H15.1.1	9,636,000	4.785	3,842,355	13,478,355
名古屋市	1,250,000	1,225,000	-2.0%	H18.4.1	14,700,000	3.10	5,506,374	20,206,374
京都市	1,050,000	1,120,000	6.7%	H8.7.1	13,440,000	3.40	5,521,600	18,961,600
大阪市	1,200,000	1,080,000	-10.0%	H27.4.30	12,960,000	3.95	5,119,200	18,079,200
堺市	900,000	950,000	5.6%	H20.1.1	11,400,000	4.40	5,016,000	16,416,000
神戸市	1,010,000	1,140,000	12.9%	H4.5.1	13,680,000	4.45	6,087,600	19,767,600
岡山市	780,000	850,000	9.0%	H8.4.1	10,200,000	4.50	4,590,000	14,790,000
広島市	1,030,000	1,060,000	2.9%	H8.1.1	12,720,000	4.50	5,724,000	18,444,000
北九州市	960,000	1,090,000	13.5%	H6.4.1	13,080,000	3.35	5,203,387	18,283,387
福岡市	930,000	1,060,000	14.0%	H6.4.1	12,720,000	3.40	5,225,800	17,945,800
熊本市	819,000	820,000	0.1%	H31.4.1	9,840,000	3.40	3,345,600	13,185,600
平均	971,611	988,474	1.7%	—	11,861,684	3.860	4,889,141	16,750,826
さいたま市	1,030,000	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	3.30	4,674,944	16,398,944

< 参 考 >

埼玉県議長	1,160,000	1,144,000	-1.4%	H18.4.1	13,728,000	3.40	5,639,920	19,367,920
-------	-----------	-----------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等

< 副 議 長 >

(単位:円)

区 分	議員報酬月額(月例給)				年 間 支 給 額			総額
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		
						支給月数	年額	
札幌市	850,000	950,000	11.8%	H4.12.1	11,400,000	3.40	4,683,500	16,083,500
仙台市	920,000	910,000	-1.1%	H18.4.1	10,920,000	3.40	4,486,300	15,406,300
新潟市	700,000	703,000	0.4%	H28.4.1	8,436,000	3.10	2,615,160	11,051,160
千葉市	880,000	840,000	-4.5%	H18.7.1	10,080,000	4.50	4,536,000	14,616,000
川崎市	960,000	920,000	-4.2%	H19.4.1	11,040,000	3.40	4,535,600	15,575,600
横浜市	1,080,000	1,061,000	-1.8%	H23.4.1	12,732,000	4.50	5,729,400	18,461,400
相模原市	672,000	713,000	6.1%	H9.4.1	8,556,000	3.35	3,463,396	12,019,396
静岡市	—	735,000	—	H15.4.1	8,820,000	4.45	3,924,900	12,744,900
浜松市	735,000	717,000	-2.4%	H15.1.1	8,604,000	4.785	3,430,845	12,034,845
名古屋市	1,100,000	1,078,000	-2.0%	H18.4.1	12,936,000	3.10	4,845,610	17,781,610
京都市	960,000	1,030,000	7.3%	H8.7.1	12,360,000	3.40	5,077,900	17,437,900
大阪市	1,060,000	960,000	-9.4%	H27.4.30	11,520,000	3.95	4,550,400	16,070,400
堺市	750,000	850,000	13.3%	H9.4.1	10,200,000	4.40	4,488,000	14,688,000
神戸市	920,000	1,040,000	13.0%	H4.5.1	12,480,000	4.45	5,553,600	18,033,600
岡山市	710,000	770,000	8.5%	H8.4.1	9,240,000	4.50	4,158,000	13,398,000
広島市	910,000	930,000	2.2%	H8.1.1	11,160,000	4.50	5,022,000	16,182,000
北九州市	860,000	980,000	14.0%	H6.4.1	11,760,000	3.35	4,678,275	16,438,275
福岡市	850,000	970,000	14.1%	H6.4.1	11,640,000	3.40	4,782,100	16,422,100
熊本市	745,000	746,000	0.1%	H31.4.1	8,952,000	3.40	3,043,680	11,995,680
平均	870,111	889,632	2.2%	—	10,675,579	3.860	4,400,246	15,075,825
さいたま市	920,000	873,000	-5.1%	H20.1.1	10,476,000	3.30	4,177,304	14,653,304

< 参 考 >

埼玉県副議長	1,030,000	1,016,000	-1.4%	H18.4.1	12,192,000	3.40	5,008,880	17,200,880
--------	-----------	-----------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等

< 議員 >

(単位:円)

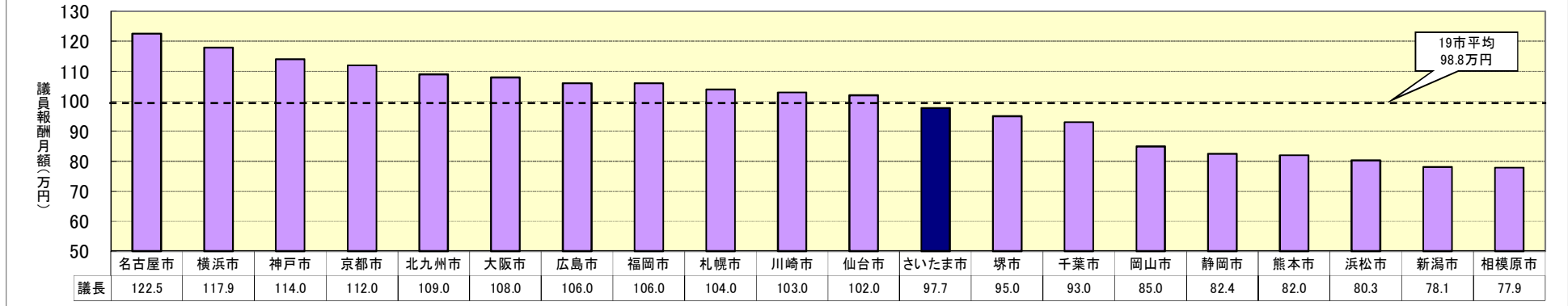
区分	議員報酬月額(月例給)				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		総額
						支給月数	年額	
札幌市	760,000	860,000	13.2%	H4.12.1	10,320,000	3.40	4,239,800	14,559,800
仙台市	850,000	840,000	-1.2%	H18.4.1	10,080,000	3.40	4,141,200	14,221,200
新潟市	653,000	655,000	0.3%	H28.4.1	7,860,000	3.10	2,436,600	10,296,600
千葉市	810,000	770,000	-4.9%	H18.7.1	9,240,000	4.50	4,158,000	13,398,000
川崎市	870,000	830,000	-4.6%	H19.4.1	9,960,000	3.40	4,091,900	14,051,900
横浜市	970,000	953,000	-1.8%	H23.4.1	11,436,000	4.50	5,146,200	16,582,200
相模原市	638,000	670,000	5.0%	H9.4.1	8,040,000	3.35	3,254,524	11,294,524
静岡市	—	663,000	—	H15.4.1	7,956,000	4.45	3,540,420	11,496,420
浜松市	665,000	648,000	-2.6%	H15.1.1	7,776,000	4.785	3,100,680	10,876,680
名古屋市	1,010,000	990,000	-2.0%	H18.4.1	11,880,000	3.10	4,450,050	16,330,050
京都市	890,000	960,000	7.9%	H8.7.1	11,520,000	3.40	4,732,800	16,252,800
大阪市	970,000	880,000	-9.3%	H27.4.30	10,560,000	3.95	4,171,200	14,731,200
堺市	680,000	780,000	14.7%	H9.4.1	9,360,000	4.40	4,118,400	13,478,400
神戸市	820,000	930,000	13.4%	H4.5.1	11,160,000	4.45	4,966,200	16,126,200
岡山市	660,000	710,000	7.6%	H8.4.1	8,520,000	4.50	3,834,000	12,354,000
広島市	840,000	860,000	2.4%	H8.1.1	10,320,000	4.50	4,644,000	14,964,000
北九州市	770,000	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3.35	4,200,900	14,760,900
福岡市	770,000	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3.40	4,338,400	14,898,400
熊本市	675,000	676,000	0.1%	H31.4.1	8,112,000	3.40	2,758,080	10,870,080
平均	794,500	812,368	2.2%	—	9,748,421	3.860	4,017,019	13,765,440
さいたま市	850,000	807,000	-5.1%	H20.1.1	9,684,000	3.30	3,861,494	13,545,494

< 参考 >

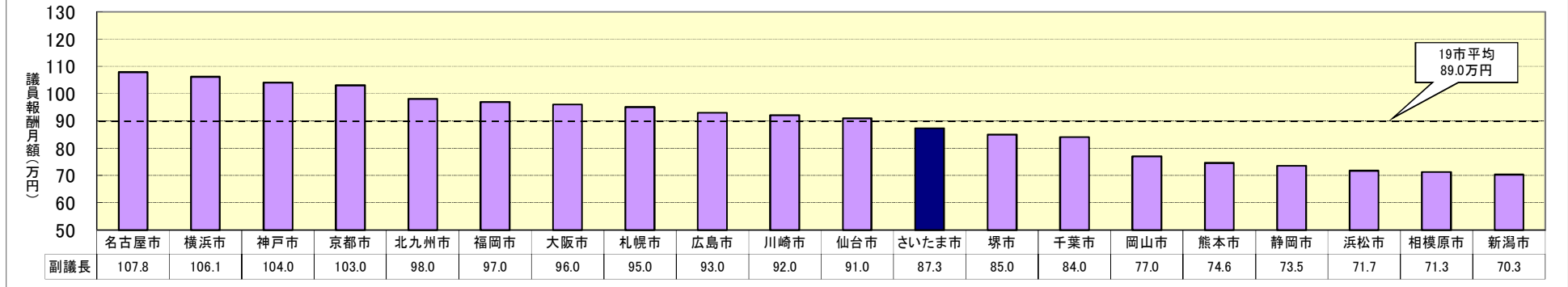
埼玉県議員	940,000	927,000	-1.4%	H18.4.1	11,124,000	3.40	4,570,110	15,694,110
-------	---------	---------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額比較

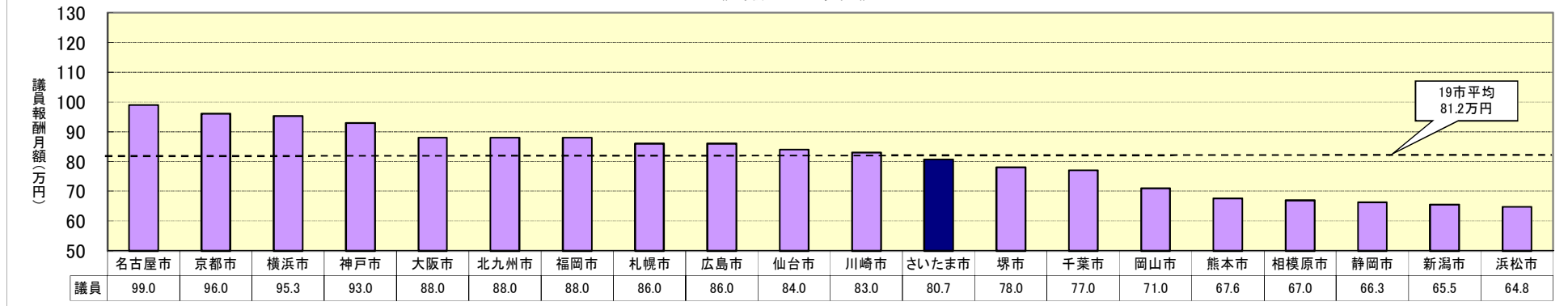
《 議 長 》



《 副 議 長 》

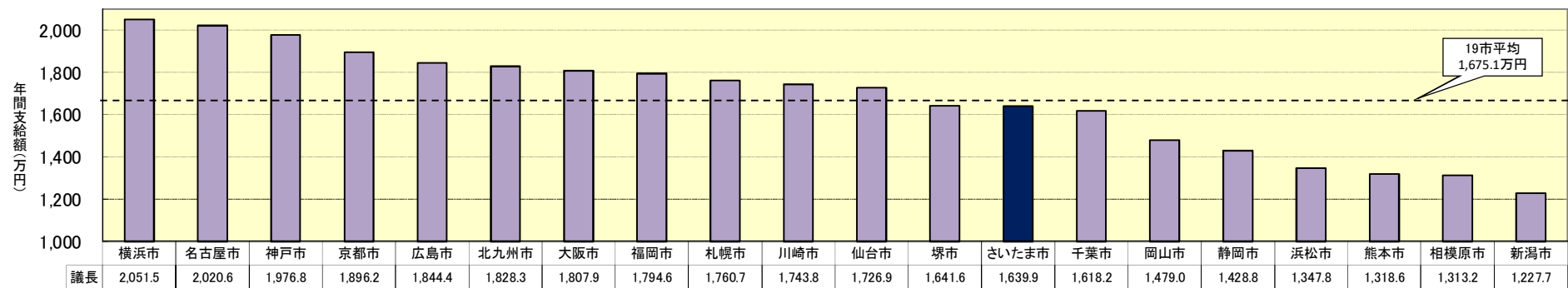


《 議 員 》

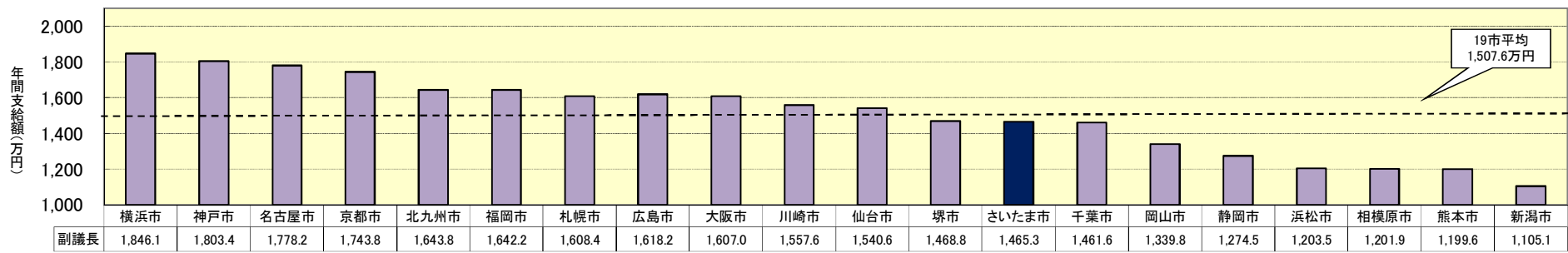


政令指定都市の市議会議員の年間支給額比較

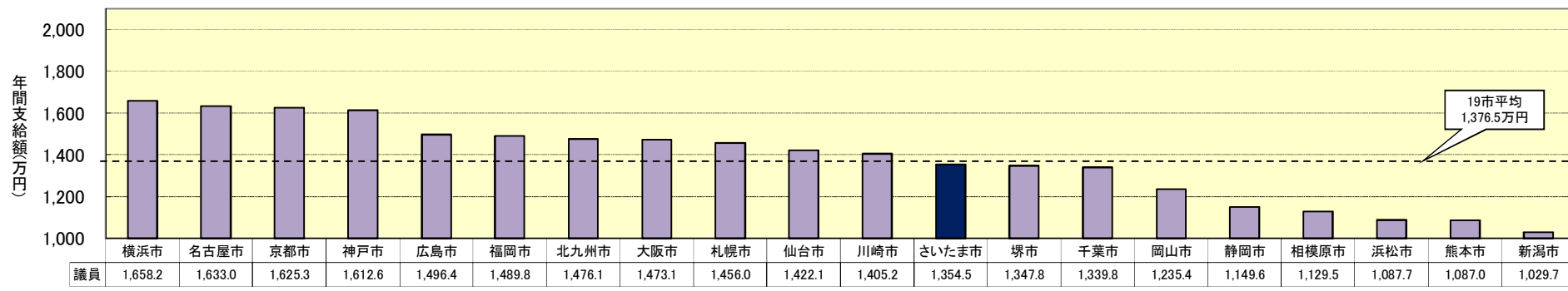
《 議 長 》



《 副 議 長 》



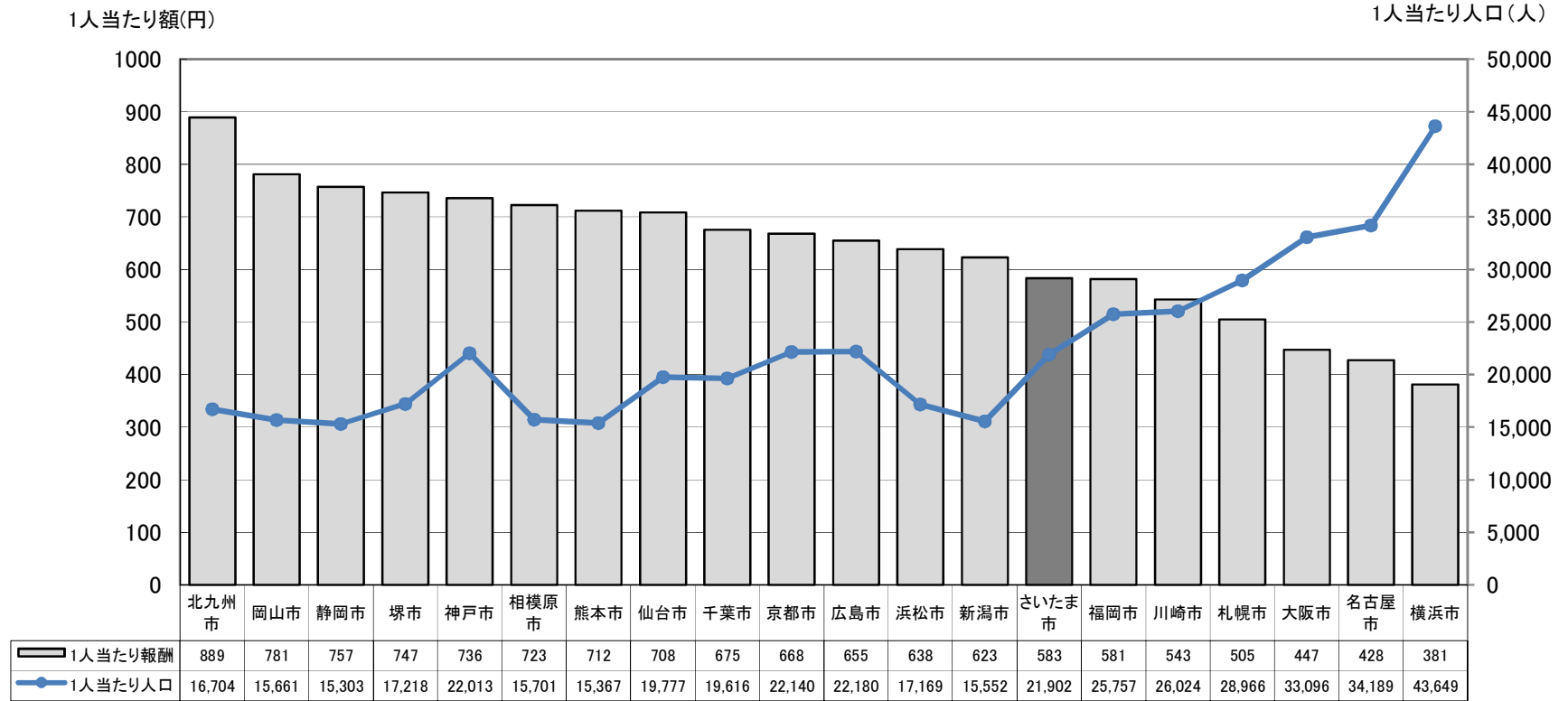
《 議 員 》



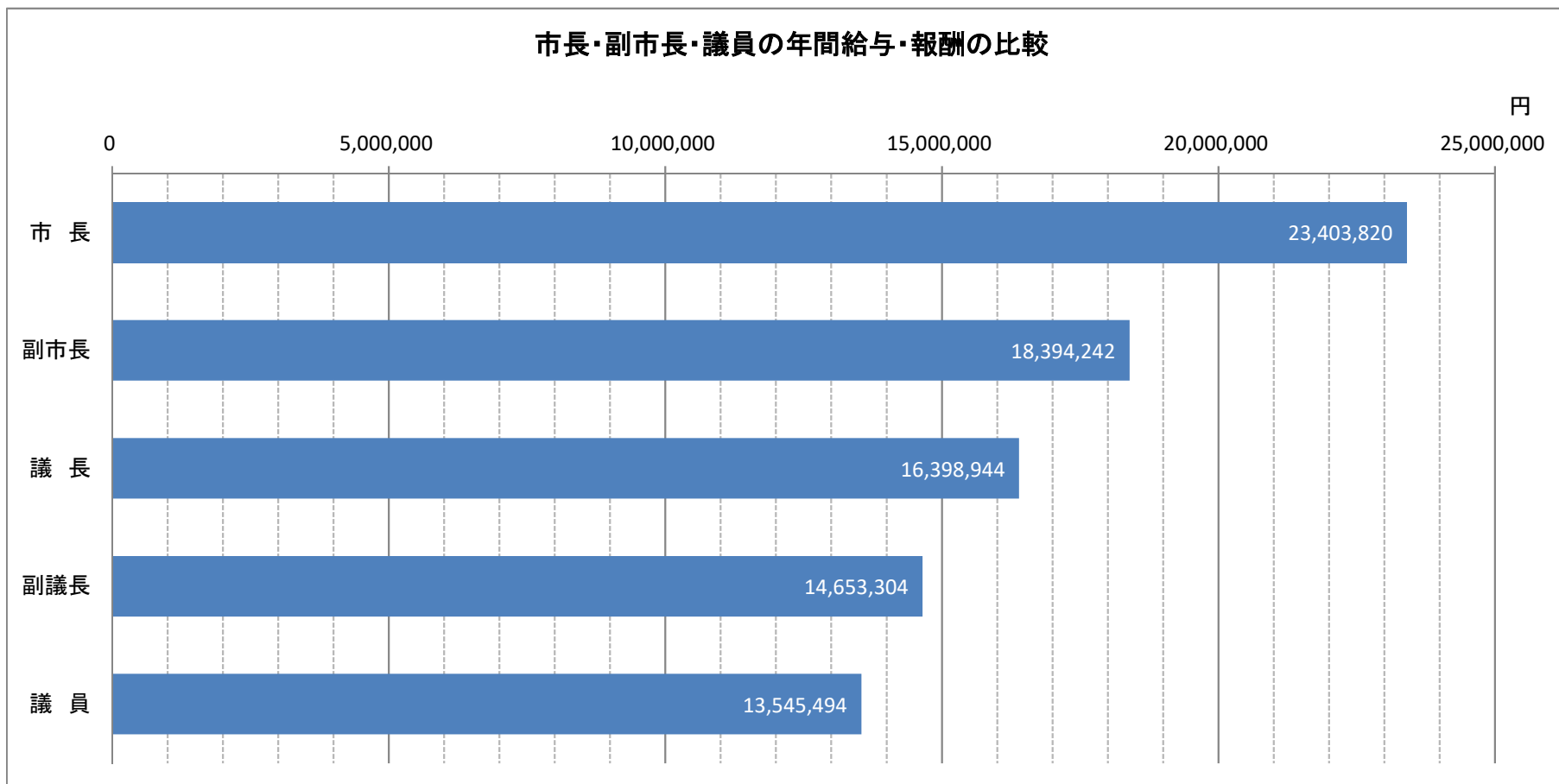
政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数

都 市 名	推計人口(人) (R2.4.1)	面積 (km ²)	行政区の数	議員定数等 ^(人) (R2.7.1)		報酬年間総額 ^(円) (減額後)	市民1人 当たり額 ^(円) (報酬年間総額/人口)	議員1人当たり人口 ^(人) (人口/現員数)
				条例	現員数			
札幌市	1,969,686	1,121.26	10	68	68	994,637,500	505	28,966
仙台市	1,087,723	786.30	5	55	55	770,558,500	708	19,777
千葉市	980,824	271.77	6	50	50	662,283,000	675	19,616
川崎市	1,535,415	144.35	7	60	59	833,971,800	543	26,024
横浜市	3,753,771	435.43	18	86	86	1,431,880,800	381	43,649
相模原市	722,252	328.91	3	46	46	522,110,443	723	15,701
新潟市	793,138	726.45	8	51	51	494,282,880	623	15,552
静岡市	688,615	1,411.83	3	48	45	521,379,120	757	15,303
浜松市	789,785	1,558.06	7	46	46	504,087,120	638	17,169
名古屋市	2,324,877	326.45	16	68	68	994,013,884	428	34,189
京都市	1,461,218	827.83	11	67	66	976,758,233	668	22,140
大阪市	2,746,983	225.30	24	83	83	1,227,376,800	447	33,096
堺市	826,481	149.82	7	48	48	617,198,400	747	17,218
神戸市	1,518,870	557.02	9	69	69	1,118,256,600	736	22,013
岡山市	720,385	789.95	4	46	46	562,891,800	781	15,661
広島市	1,197,735	906.68	8	54	54	784,728,000	655	22,180
北九州市	935,432	491.95	7	57	56	831,810,262	889	16,704
福岡市	1,596,953	343.46	7	62	62	928,271,900	581	25,757
熊本市	737,598	390.32	5	48	48	525,204,960	712	15,367
平均	1,388,828	620.69	8.7	58.5	58.2	805,352,737	580	23,859
さいたま市	1,314,102	217.43	10	60	60	766,621,400	583	21,902

政令指定都市における市民1人当たりの議員報酬額・議員1人当たり人口数の比較



市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較



単位:円

	年間給料・報酬	地域手当	通勤手当	期末手当	合計
市長	14,520,000	2,178,000	実費支給	6,705,820	23,403,820
副市長	11,412,000	1,711,800	実費支給	5,270,442	18,394,242
議長	11,724,000	なし	なし	4,674,944	16,398,944
副議長	10,476,000	なし	なし	4,177,304	14,653,304
議員	9,684,000	なし	なし	3,861,494	13,545,494

政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与

都市名	住民基本 台帳人口(人)① (H31.1.1現在)	歳 入					歳出総額④	支出額⑤
		歳入総額②	市 税					
			市税③	歳入に占める割合 (③÷②)	順位	市民1人 当たり市税 (③÷①)		
札幌市	1,955,457	986,962,117	325,864,999	33.0%	17	167	978,964,290	163,479,724
仙台市	1,062,585	513,230,780	214,066,454	41.7%	10	201	499,855,712	111,222,289
新潟市	792,868	385,810,957	133,104,661	34.5%	18	168	379,627,624	88,918,698
千葉市	970,049	438,077,423	197,202,349	45.0%	6	203	434,557,617	94,281,491
川崎市	1,500,460	715,393,440	353,077,005	49.4%	1	235	712,401,058	146,189,128
横浜市	3,745,796	1,748,495,260	823,719,690	47.1%	4	220	1,730,887,224	349,469,850
相模原市	718,367	297,261,601	127,892,461	43.0%	8	178	288,040,103	68,970,420
静岡市	702,395	312,971,223	139,921,698	44.7%	5	199	304,712,112	73,021,573
浜松市	804,780	338,871,131	149,343,747	44.1%	7	186	328,646,519	77,948,609
名古屋市	2,294,362	1,203,621,066	583,278,035	48.5%	2	254	1,195,202,179	256,101,638
京都市	1,412,570	769,548,180	291,702,131	37.9%	14	207	765,910,124	168,554,867
大阪市	2,714,484	1,761,138,232	737,441,209	41.9%	9	272	1,758,571,784	302,070,692
堺市	837,773	402,971,335	147,721,126	36.7%	15	176	399,064,093	84,049,659
神戸市	1,538,025	816,166,200	300,900,698	36.9%	16	196	801,142,891	184,733,983
岡山市	709,241	332,909,884	127,631,735	38.3%	11	180	316,968,662	76,749,450
広島市	1,196,138	619,683,855	234,186,914	37.8%	12	196	616,099,558	134,809,225
北九州市	955,935	552,839,276	171,614,913	31.0%	19	180	548,551,194	110,331,813
福岡市	1,540,923	858,142,480	332,596,900	38.8%	13	216	844,134,600	140,331,171
熊本市	734,105	393,708,361	113,433,633	28.8%	20	155	382,888,282	80,441,297
平均	1,374,428	699,627,789	288,493,909	41.2%		210	691,218,956	141,734,828
さいたま市	1,302,256	544,752,975	265,177,813	48.7%	3	204	538,153,498	123,020,973

※ 人口、歳入・歳出決算額等の数値は、地方財政状況調査（総務省）による。

※ 「人件費」は、議員等報酬、市長等特別職給与、一般職給与、共済費、災害補償費等である。

※ 市長、副市長、議員の年間支給総額は29年度の条例定数に基づき算出。

・報酬総額の状況（平成30年度普通会計決算額）

（単位：千円）

人 件 費				市長・副市長・議員（議長・副議長・議員）の給料、報酬等の年間支給総額							
歳出に占める割合 （⑤ ÷ ④）	順位	市税に占める割合 （⑤ ÷ ③）	順位	市長・副市長 の給料等	議員の報酬等	合計 ⑥	歳出に占める割合 （⑥ ÷ ④）	順位	市税に占める割合 （⑥ ÷ ③）	順位	
16.7%	2	50.2%	8	75,768	990,379	1,066,147	0.11%	3	0.33%	6	
22.3%	14	52.0%	10	77,868	783,031	860,899	0.17%	13	0.40%	12	
23.4%	10	66.8%	19	62,770	527,862	590,632	0.16%	9	0.44%	15	
21.7%	9	47.8%	7	78,187	671,579	749,766	0.17%	15	0.38%	8	
20.5%	7	41.4%	2	78,654	844,393	923,047	0.13%	6	0.26%	4	
20.2%	6	42.4%	4	117,259	1,431,881	1,549,140	0.09%	2	0.19%	2	
23.9%	20	53.9%	12	74,125	522,111	596,236	0.21%	20	0.47%	16	
24.0%	18	52.2%	9	54,087	553,945	608,032	0.20%	19	0.43%	14	
23.7%	17	52.2%	11	67,555	499,583	567,138	0.17%	16	0.38%	10	
21.4%	11	43.9%	5	91,815	1,230,082	1,321,897	0.11%	4	0.23%	3	
22.0%	12	57.8%	15	86,576	1,088,152	1,174,728	0.15%	11	0.40%	13	
17.2%	3	41.0%	1	83,873	1,227,377	1,311,250	0.07%	1	0.18%	1	
21.1%	8	56.9%	13	79,074	651,111	730,185	0.18%	17	0.49%	18	
23.1%	15	61.4%	17	91,737	1,114,388	1,206,125	0.15%	8	0.40%	11	
24.2%	19	60.1%	16	53,581	569,793	623,374	0.20%	18	0.49%	17	
21.9%	13	57.6%	14	79,657	809,952	889,609	0.14%	10	0.38%	9	
20.1%	5	64.3%	18	71,647	842,976	914,623	0.17%	12	0.53%	20	
16.6%	1	42.2%	3	81,591	924,297	1,005,888	0.12%	5	0.30%	5	
21.0%	4	70.9%	20	49,406	523,246	572,652	0.15%	7	0.50%	19	
20.5%		49.1%		76,591	831,902	908,493	0.13%		0.31%		
22.9%	16	46.4%	6	78,256	816,691	894,947	0.17%	14	0.34%	7	

政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(令和元年度実績)

		札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市
本会議	議会開催数	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	1	3	4	2	4	4	4	4	4	3.6	4
	本会議日数	23	28	38	26	15	30	24	23	23	23	17	17	18	21	32	21	24	22	24	23.6	29
常任委員会	委員会数	6	5	5	5	8	5	4	6	5	6	5	6	6	6	5	6	6	5	7	5.6	6
	開催日数 (延べ)	26	50	32	41	29	28	27	43	15	57	101	25	13	23	63	18	57	30	25	37.0	93
特別委員会	委員会数	3	5	2	1	6	6	4	4	5	6	-	3	5	3	6	3	1	4	2	3.6	8
	開催日数 (延べ)	35	58	22	19	43	29	18	12	24	28	77	23	41	44	42	16	23	28	13	31.3	61
議会運営委員会	開催日数 (延べ)	28	29	15	20	27	23	28	18	18	29	33	22	29	27	19	20	21	16	14	22.9	44
合計		112	165	107	106	114	110	97	96	80	137	228	87	101	115	156	75	125	96	76	114.9	227

注1) 委員会数は、令和2年7月1日現在

注2) 特別委員会は、予算特別委員会及び決算特別委員会を含む。ただし、さいたま市予算委員会は常任委員会として設置。

さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ

(単位:日)

		平成29年	平成30年	平成31年 ／令和元年
本 会 議 ①		35	29	28
常 任 委 員 会	総合政策委員会 (定数12人)	18	15	17
	文教委員会 (定数12人)	19	22	18
	市民生活委員会 (定数12人)	12	15	13
	保健福祉委員会 (定数12人)	17	13	17
	まちづくり委員会 (定数12人)	16	13	16
	予算委員会 (定数20人)	30	26	40
	開催日数小計(延べ) ②	112	104	121
平均開催日数 ③	18.7	17.3	20.2	
特 別 委 員 会	開催日数	78	42	60
	(特別委員会の数)	10	7	11
	平均開催日数 ④	7.8	6.0	5.5
合 計 (①+③+④)		61.5	52.3	53.6

【参考】

		平成29年	平成30年	平成31年 ／令和元年
議会運営委員会 (定数12人) ⑤		72	37	49

さいたま市の議案等審議件数(3カ年)

		市長提出	議員提出	委員会提出	請 願	合 計
平成29年	2月定例会	109	0	1	19	129
	6月定例会	31	0	1	27	59
	9月定例会	44	3	0	14	61
	12月定例会	44	1	0	23	68
	計	228	4	2	83	317
平成30年	2月定例会	94	7	0	17	118
	6月定例会	25	4	0	22	51
	9月定例会	31	5	1	24	61
	12月定例会	49	5	2	28	84
	計	199	21	3	91	314
平成31年 ／令和元年	2月定例会	74	0	0	27	101
	5月臨時会	3	0	0	1	4
	6月定例会	36	0	0	21	57
	9月定例会	40	2	2	10	54
	12月定例会	59	1	5	11	76
	計	212	3	7	70	292

- 注1) 平成29年2月定例会の請願には、平成28年12月定例会で継続審査となった請願10件を含む。
注2) 平成29年6月定例会の請願には、平成29年2月定例会で継続審査となった請願5件を含む。
注3) 平成29年9月定例会の請願には、平成29年6月定例会で継続審査となった請願6件を含む。
注4) 平成29年12月定例会の請願には、平成29年9月定例会で継続審査となった請願10件を含む。
注5) 平成30年2月定例会の請願には、平成29年12月定例会で継続審査となった請願6件を含む。
注6) 平成30年6月定例会の請願には、平成30年2月定例会で継続審査となった請願3件を含む。
注7) 平成30年9月定例会の請願には、平成30年6月定例会で継続審査となった請願12件を含む。
注8) 平成30年12月定例会の請願には、平成30年9月定例会で継続審査となった請願10件を含む。
注9) 平成31年2月定例会の請願には、平成30年12月定例会で継続審査となった請願12件を含む。
注10) 令和元年9月定例会の請願には、令和元年6月定例会で継続審査となった請願2件を含む。
注11) 令和元年12月定例会の請願には、令和元年9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。

平成31年／令和元年 議会運営状況

1. 定例会・臨時会の日程

区分	会 期			本会議日数	
2月定例会	2月6日	～	3月8日	31日間	5日間
5月臨時会	5月7日	～	5月8日	2日間	2日間
6月定例会	6月5日	～	6月28日	24日間	7日間
9月定例会	9月4日	～	10月18日	45日間	7日間
12月定例会	11月27日	～	12月20日	24日間	7日間
合 計				126日間	28日間

2. 議案・諮問審議結果

区分	議案内容等	審議結果	件数
2月定例会	予算議案	原案可決	35件
		修正可決	1件
	条例議案	原案可決	19件
		否決	1件
	一般議案	原案可決	9件
	同意	10件	
5月臨時会	条例議案	原案可決	1件
	一般議案	承認	2件
6月定例会	予算議案	原案可決	3件
	条例議案	原案可決	14件
	一般議案	原案可決	8件
		同意	11件
9月定例会	予算議案	原案可決	2件
	決算議案	認定	2件
		認定及び原案可決	2件
	条例議案	原案可決	14件
	一般議案	原案可決	13件
		同意	6件
		承認	1件
議員提出議案	原案可決	2件	
委員会提出議案	原案可決	2件	
12月定例会	予算議案	原案可決	6件
	条例議案	原案可決	12件
		修正可決	1件
	一般議案	原案可決	31件
		同意	9件
	議員提出議案	原案可決	1件
委員会提出議案	原案可決	5件	
計			223件

3. 請願審議結果

区 分	件数	審 査 結 果	備 考
2月定例会	26件	不採択	12件
		継続審査	14件
5月臨時会	1件	不採択	1件
6月定例会	21件	不採択	19件
		継続審査	2件
9月定例会	10件	不採択	4件
		継続審査	4件
		取り下げ	2件
12月定例会	11件	不採択	5件
		継続審査	5件
		取り下げ	1件
計	69件		

注1)平成31年2月定例会の請願には、平成30年12月定例会で継続審査となった請願12件を含む。

注2)令和元年9月定例会の請願には、令和元年6月定例会で継続審査となった請願2件を含む。

注3)令和元年12月定例会の請願には、令和元年9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。

議員の活動内容

令和2年7月31日現在

1. 議会活動

(1) 地方自治法に規定されている会議

(令和2年1月～令和2年7月)	
・本会議	16日
・常任委員会	65回
・特別委員会	28回
・議会運営委員会	29回

(2) その他の会議

- ・議会広報編集委員会
- ・各派代表者会議
- ・常任委員会正副委員長連絡会議
- ・全員協議会 等

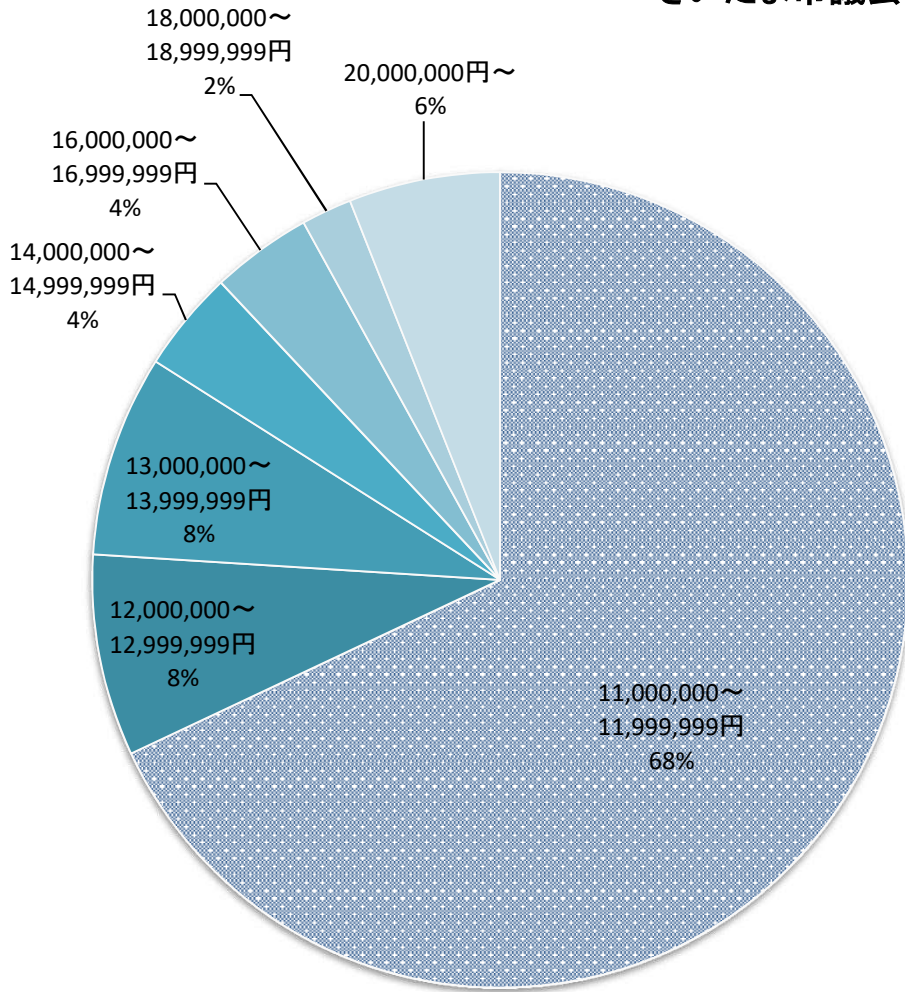
2. 正副議長の公務 (令和2年1月～令和2年7月)

議長	129日	396件	(内、土日祝祭日	14日	22件)
副議長	107日	326件	(内、土日祝祭日	12日	12件)

3. 議員活動

- ・会派会議
- ・会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・施策研究
- ・市民相談 等

さいたま市議会議員の所得分布



令和2年4月30日現在

所得額別の人数

所得額	人数(人)
11,000,000～11,999,999円	34
12,000,000～12,999,999円	4
13,000,000～13,999,999円	4
14,000,000～14,999,999円	2
16,000,000～16,999,999円	2
18,000,000～18,999,999円	1
20,000,000円～	3
合計	50

※平成31年/令和元年分の給与所得金額

※令和元年5月に新たに当選した10人の議員は除く

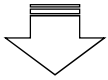
<参考>市議会議員の年齢構成と期数

年代	1期	2期	3期	4期以上	平均
25歳～34歳	2人	1人	1人	0人	1.8期
35歳～44歳	2人	4人	2人	1人	2.2期
45歳～54歳	1人	3人	8人	2人	3.0期
55歳～64歳	5人	3人	5人	10人	3.5期
65歳～	0人	1人	0人	9人	6.0期

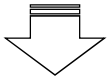
地方議会・地方議員の在り方について

【地方議会を取り巻く状況】

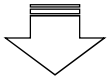
地域の自主性・自立性を高めるための改革推進の必要性



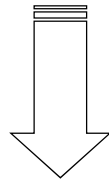
自己決定権の拡大



地方議会の担う役割と責任が増大



地方議会の果たすべき機能の更なる充実・強化



自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立

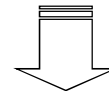
【地方議会・地方議員の役割】

- ・事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「専門化」
- ・議員活動領域の拡大

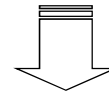
住民の代表者として自主的・自立的に判断
その責任を住民に対して負う



- ・合議体としての多様性の発揮
- ・調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・説明責任の履行



- ・議会の「監視機能」「調査機能」及び「政策形成機能」を適切に発揮、自主性・自立性・自律性を確保



【指定都市議会議員の特性】

基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる

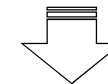
+

指定都市の議員として

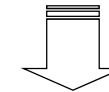
指定都市としての諸機能・行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う

↓

活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる



「広い視野」と「細やかな地域配慮」を兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行



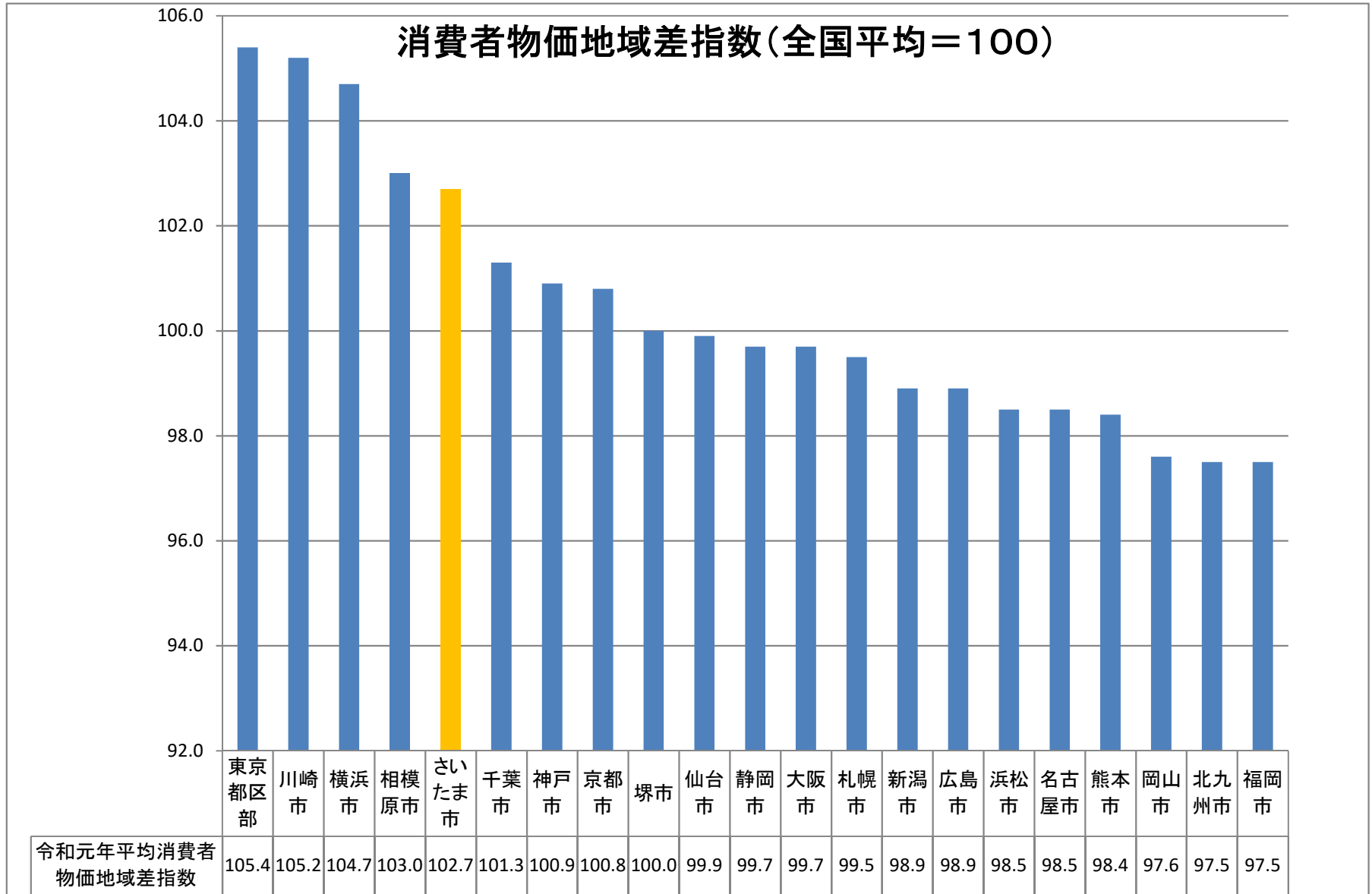
消費者物価地域差指数（全国平均＝100）

令和元年（2019）

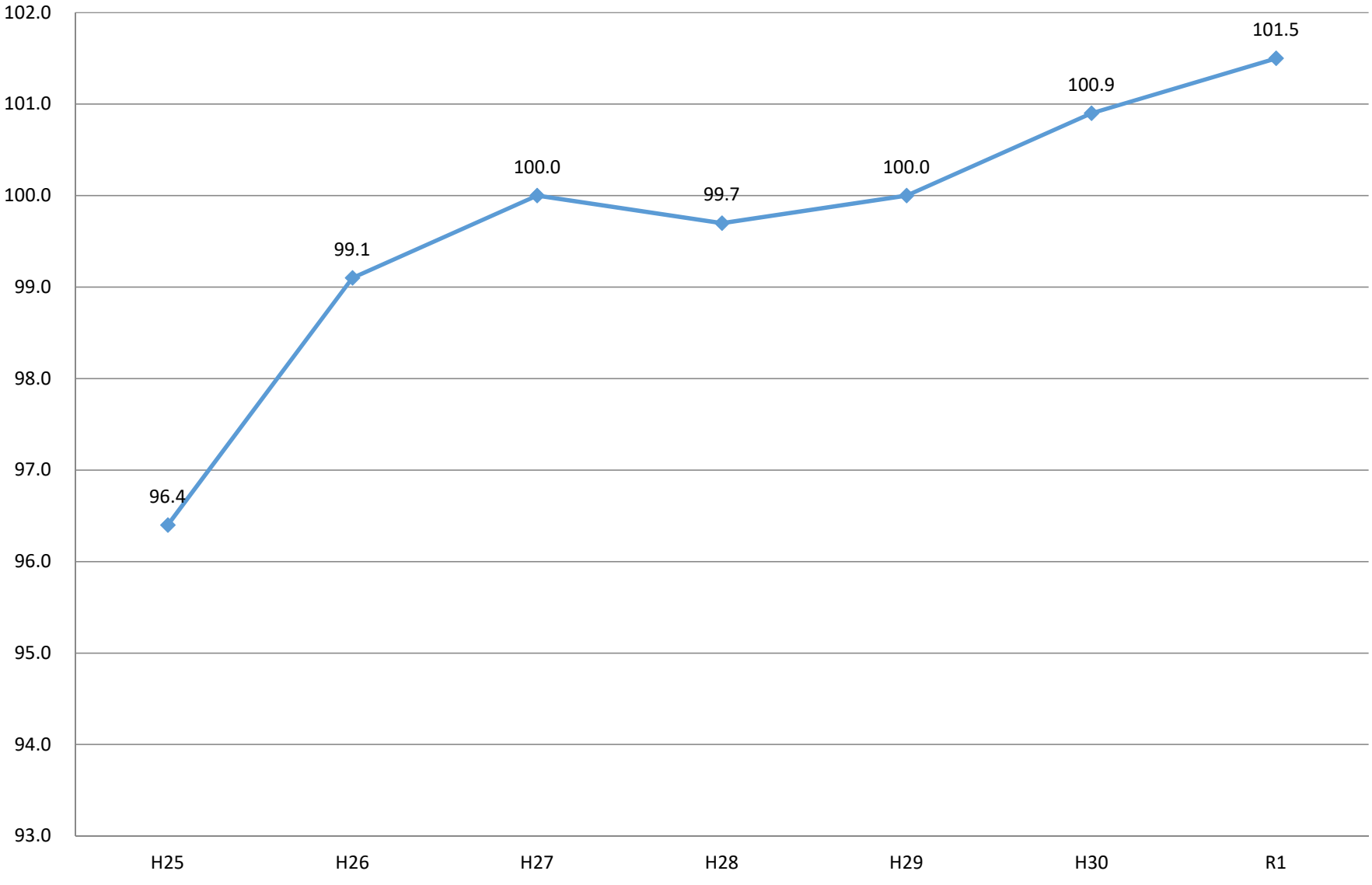
地 域	持家の帰属家賃	家賃を除く総合	食料
	を除く総合		
00000 全 国	100.0	100.0	100.0
01100 札 幌 市	99.5	100.5	100.9
04100 仙 台 市	99.9	100.0	98.4
11100 さ い た ま 市	102.7	101.9	101.2
12100 千 葉 市	101.3	101.4	102.8
13100 東 京 都 区 部	105.4	103.4	103.4
14100 横 浜 市	104.7	103.9	102.5
14130 川 崎 市	105.2	103.4	101.3
14150 相 模 原 市	103.0	102.6	102.2
15100 新 潟 市	98.9	99.1	100.9
22100 静 岡 市	99.7	99.6	100.2
22130 浜 松 市	98.5	98.9	99.5
23100 名 古 屋 市	98.5	98.3	97.6
26100 京 都 市	100.8	100.9	100.9
27100 大 阪 市	99.7	99.4	100.8
27140 堺 市	100.0	100.1	99.8
28100 神 戸 市	100.9	100.6	99.8
33100 岡 山 市	97.6	98.1	99.3
34100 広 島 市	98.9	99.1	100.1
40100 北 九 州 市	97.5	98.0	98.2
40130 福 岡 市	97.5	98.0	95.2
43100 熊 本 市	98.4	99.3	99.9

注 1) 小売物価統計調査（構造編）「10大費目別消費者物価地域差指数」より作成。

- 2) 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。
- 3) 市の区域は、平成26年6月11日現在の区域による。



さいたま市の消費者物価指数(年平均)の推移



平成27年=100

さいたま市の財政状況

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	政令指定都市 平均(単純) (H30)	20政令指定 都市中の順位 (H30)
財政力指数	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.98	0.86	3位
経常収支比率 (%)	94.5	96.7	95.6	95.7	97.5	98.7	96.1	16位
実質公債費比率 (%)	5.5	5.2	5.0	5.0	5.1	5.1	7.9	4位
将来負担比率 (%)	25.7	26.9	9.7	5.4	15.3	21.2	92.3	4位
地方債残高 (百万円)	424,585	434,978	435,171	432,798	447,506	458,122	899,914	7位
市民一人当たりの地方債 残高(千円/人)	339	344	343	338	346	352	645	2位

(注1) 数値は、地方財政状況調査(総務省)による。

(注2) 「政令指定都市平均(単純)」は、本市を除いた19市の平均数値である。

- ※ 財政力指数とは …… 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いが、超えるほど財政力があるとみられる。
- ※ 経常収支比率とは …… 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。
- ※ 実質公債費比率とは …… 財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、25%を超えると国への報告が必要となる。
- ※ 将来負担比率とは …… 財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、400%を超えると国への報告が必要となる。

さいたま市特別職報酬等審議会

<第3回 補足資料>

特別職報酬等審議会の流れ（資料P1）

【参考】昨年度における意見聴取の状況（月例給に関する意見を抜粋）

- 月例給については、消費税が増税され、実質的には可処分所得が目減りしているが、昨今の自然災害もあったことを踏まえた市民感情や来年の春闘における賃金引上げの見通しが不透明であること等を総合的に考えると据置きが適当と考える。
- 月例給については、一般職職員が今年度据え置くことを踏まえ、据え置くことが適当と考える。
- 市長や市議会議員の活動内容が、市民目線では見えていないところが多々ある。また、民間の給与が上がっているとはいえ、景気が実感としてよくなっているとは感じないなか、月例給の引上げは市民の反感を招くのではないかと考えるため、据置きが適当と考える。
- 市内における民間給与の実態、月例給について一般職職員の改定率の累計値を判断材料としてきたこれまでの経緯、そして市民の納得が得られるかどうかという視点を総合的に勘案し、月例給については据え置くことが適当と考える。
- 月例給と特別給を合わせたトータルでの年間支給額が政令指定都市の平均的な水準にあること、また、前回議会で特別給の引上げが否決されたことから、引上げ改定は困難であると考え。また、本市の来年度の財源不足が懸念されると報道されていることを考慮し、現状の水準が適当であると考え、月例給、特別給とも据え置くことが適当と考える。
- 特別職の特別給を0.05月分引き上げることの財政的影響、災害や消費税増税、加えて社会福祉に対する財政需要が高まっていること等を踏まえ、市民感情を考慮すると月例給、特別給ともに据え置くことが適当と考える。
- 他都市との比較、本市の置かれている状況、職務内容、活動状況等を考慮すると、月例給については据え置くことが適当と考える。

意見集約

意見報告：月例給については『据え置くことが適当』

月例給の審議結果（資料P 3・4）

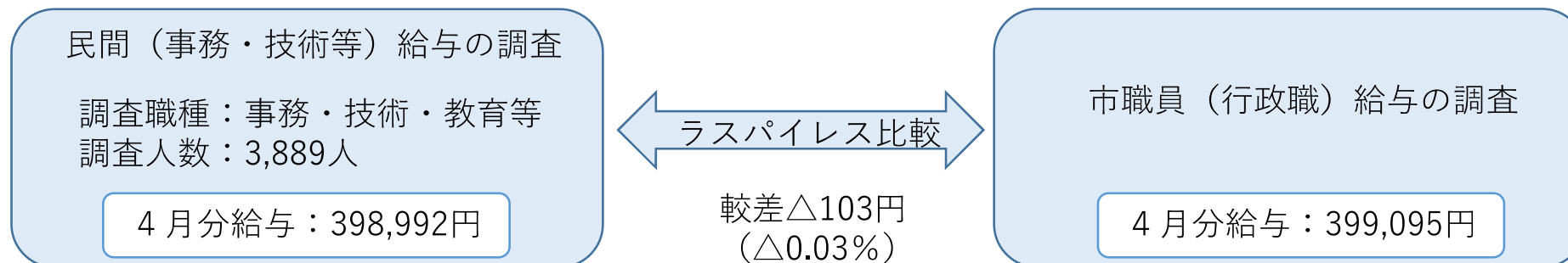
○一般職職員の給与改定の状況・他の政令指定都市の報酬との均衡等を考慮した審議を実施。

年度	審議結果等		改定状況
H16	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市権能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申。	市長等給料・議員報酬 H16.7.1～ 引上げ
H17 ・ H18	—	審議会を開催なし。	—
H19	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申。	市長等給料・議員報酬 H20.1.1～ 5.1%引下げ
H20 H26	据置き	据え置くことが適当との結論。	—
H27	一部 引下げ	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告。 ただし、市長及び副市長の給料月額については、翌年度から、地域手当の支給割合が段階的に引き上げられることを踏まえ、給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準を保つための調整（引下げ）を実施するよう答申。	市長等給料 H28.4.1～ 引下げ
H28 R元	据置き	据え置くことが適当との結論。	—

一般職職員の給与の決定の仕組み（資料P 5～8）

令和2年度の給与改定

1 市人事委員会による給与勧告（月例給については改定なしのため「報告」）



⇒（令和2年11月27日報告）※改定なしのため「報告」

給与月額、公民格差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないことから、改定なし

2 給与勧告の実施状況（行政職給料表）

⇒民間給与との較差は△103円（△0.03%）と極めて小さいため、据置き

3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

⇒「改定なし」との報告を受けて、月例給については給与改定に係る職員団体との交渉及び関係条例改正案の議会への提出はなし。

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等（資料P 9～12）

市長の給料額等

○月例給（給料月額＋地域手当）

さいたま市 … 1 3 9 万 1, 5 0 0 円（20市中、8番目）

19政令指定都市（平均）… 1 3 7 万 6, 4 7 3 円

○年間支給額（月例給×12月分＋特別給）

さいたま市 … 2, 3 4 0 万 3, 8 2 0 円（20市中、8番目）

19政令指定都市（平均）… 2, 3 3 2 万 8, 9 9 2 円

副市長の給料額等

○月例給（給料月額＋地域手当）

さいたま市 … 1 0 9 万 3, 6 5 0 円（20市中、8番目）

19政令指定都市（平均）… 1 0 7 万 6, 4 4 2 円

○年間支給額（月例給×12月分＋特別給）

さいたま市 … 1, 8 3 9 万 4, 2 4 2 円（20市中、11番目）

19政令指定都市（平均）… 1, 8 2 4 万 4, 7 0 6 円

全政令指定都市の中で概ね中位に位置

※給料額等は令和2年4月1日時点

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等（資料P 13～17）

議長の議員報酬額等

○議員報酬月額	さいたま市	…	97万7,000円（20市中、12番目）
	19政令指定都市（平均）	…	98万8,474円
○年間支給額※	さいたま市	…	1,639万8,944円（20市中、13番目）
	19政令指定都市（平均）	…	1,675万826円

副議長の議員報酬額等

○議員報酬月額	さいたま市	…	87万3,000円（20市中、12番目）
	19政令指定都市（平均）	…	88万9,632円
○年間支給額	さいたま市	…	1,465万3,304円（20市中、13番目）
	19政令指定都市（平均）	…	1,507万5,825円

議員の議員報酬額等

○議員報酬月額	さいたま市	…	80万7,000円（20市中、12番目）
	19政令指定都市（平均）	…	81万2,368円
○年間支給額	さいたま市	…	1,354万5,494円（20市中、12番目）
	19政令指定都市（平均）	…	1,376万5,440円

※議員報酬額等は令和2年4月1日時点

※年間支給額：議員報酬月額×12月分+特別給

全政令指定都市の中で平均よりやや下位に位置

質 問 票

令和3年 月 日

さいたま市特別職報酬等審議会事務局 宛

委員

このことについて、下記のとおり質問します。

件 名
質問内容

令和2年度さいたま市特別職報酬等審議会<第3回> 意見確認票

委員名	委員	
月例給についての意見		<u>引上げ</u> の改定を行うべき
※いずれかに○を付けてください。		改定の必要なし(据置き)
		<u>引下げ</u> の改定を行うべき
上記の意見についての理由をご記入ください。		